

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について

自民党世田谷区議団

昨年12月に中国武漢で始まった新型コロナウイルスの感染の拡大が続いています。感染は欧州、南北アメリカ大陸へも広がり、世界での感染者150万人を超え、日本でも5,000人を上回る数字となっています。世田谷区でも110名以上の感染者が確認されています。4月7日には安倍総理大臣による緊急事態宣言が行われました。

区内小中学校の休校や多くの区民施設の閉鎖そしてスポーツ、文化活動の中止、外出の自粛などにより、世田谷区民の日常生活や経済活動にも様々な影響が出ています。世田谷区も緊急事態宣言を受けて、区内での感染拡大を阻止するため、区民の理解と協力により、更に徹底した取り組みが求められています。自民党世田谷区議団は区民の不安解消と事業者の事業継続を支援するため、下記の項目について、強く要望します。

### (外出自粛について)

- ・区民・事業者に対し、自粛期間中は安全性が確保されるまで、休日および平日についても不要不急の外出自粛を順守するよう、区民に対し、確実に訴えること。
- ・緊急事態宣言後も、区民の生活安定を維持するために継続される事業（スーパー、薬局等の小売業など）、公共交通機関、福祉施設などの従業者に対しては、感染防止策の徹底を促すとともにマスクや消毒液を優先的に配布するなどの配慮に努めること。

### (日常生活の維持)

- ・区民が過度の不安に陥ることがなく、適切な感染防止策がとれるよう、わかりやすい情報の発信に努め、自粛要請期間中の生活についてのガイドラインを明確に示すこと。
- ・緊急事態宣言の期間中であっても、公共交通は引き続き堅持され、移動の制限がないことを明確に伝えること。
- ・食品、日用品、医薬品などの在庫量の急減は、区民の心理的な不安を煽ることになる。供給体制を継続できるよう、区としても支援すること。

### (風評被害・悪徳詐欺等の防止)

- ・個人情報保護の立場に立ち、最新の正確な情報を提供し、風評被害の防止に努めること。
- ・新型コロナウイルスでの緊急事態宣言を契機に、悪質な消費者被害や便乗商法の横行が想定される。区民に注意喚起を呼びかけるとともに、悪質な事業者に対しては厳しく指導を行うこと。
- ・情報提供の際は、特定の事業者の経済活動が合理的根拠なく阻害されることのないよう、十分に配慮した発信を心がけること。

### (事業者への経済支援)

- ・感染拡大を防ぐための外出の自粛により、多くの事業者、特に飲食業、旅行業者、生活関連サービス業の経営に大きな影響が出ている。運転資金の不足から事業の継続が困難になっている事業者に対する相談や融資受付の窓口を拡充するとともに手続きを簡素化し、迅速に対応すること。
- ・今回の感染症による地域の事業者、特に小売業者にとっては業種を問わず大きな打撃を受けている。地域の社会基盤を支えている商店会の維持ができるよう具体的な措置を講じること。
- ・雇用調整助成金や休業補償など、区内事業者が利用できる各種制度を分かりやすく公報し、利用が促進される体制を確実に整えること。

(教育関連の課題について)

- ・小中学校の休校が続く状況において、子どもたちの学習機会を確保するため、オンラインで学習できる環境の整備を早急に行うこと。
- ・保護者との連携を図り、休校中の子どもたちの健康状態を確実に把握し、授業再開に備えること。特に新一年生の保護者へ十分配慮すること。
- ・SNS などを利用した新たな学校と保護者との連絡方法を検討し、有効に活用できる環境を作ること。

(社会福祉施設の運営について)

- ・医療従事者、警察・消防関係者、公務員、教育及び保育従事者の健康維持は大変重要である。公共を支える職員の感染を防ぐための対策を十分に行うこと。
- ・高齢者介護施設においても、介護職員やサービス利用者の感染を防ぐために最善の対策を講じること。

(区民への情報の周知について)

- ・新型コロナウイルス関連の最新情報をタイムリーに伝えるため、ホームページのレイアウトを改善するなど、分かりやすい情報発信に努めること。
- ・防災無線や青パトを活用し、外出自粛のお願いや地域における情報の提供を行うこと。
- ・土曜日、日曜日、祭日でも相談窓口の設置を行い、迅速な情報の提供に努めること。

(その他)

- ・新型コロナウイルス感染を防ぐために、保健所などは急激な業務の増加が続いている。また、緊急融資の窓口など、申込者の急増にも十分に対応ができるよう所管を超えた柔軟な職員配置を行うこと。